

春日井市こども・子育て支援団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地域におけるこども・子育て支援の充実を図るため、地域でこどもの健全育成及び子育て支援に取り組む団体（以下「団体」という。）に予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となるものは、次のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 春日井市内において、主に春日井市に居住する児童又はその保護者に対して相談、情報提供その他支援を行う団体であること。
- (2) 団体を運営する者（以下「構成員」という。）が3人以上であること。
- (3) 構成員の互選により、会長、副会長等の構成員を置くとともに、その運営は構成員の協議により行うものであること。
- (4) 営利を目的としない団体であること。
- (5) 政治上又は宗教上の組織に属さない団体であること。
- (6) 団体の収入及び支出の状況が常に明確であること。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、本市から補助を受けていない事業で、次のいずれかに該当する事業（以下「こども・子育て支援事業」という。）とする。

- (1) 乳幼児及びその親を対象として、親子が共に交流する場を提供する事業
- (2) 児童及びその保護者を対象として、無料又は低額で栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安心して過ごせる居場所を提供する事業
- (3) 不登校若しくは引きこもり等の状態にある児童及びその保護者を対象として、相談を受け、又は居場所の提供等を行う事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、児童の健全育成及び子育て支援に関し、市長

が必要と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、春日井市内で実施するこども・子育て支援事業に係る経費のうち、次のとおりとする。

- (1) 報償費（外部の講師に限る。）
- (2) 旅費（外部の講師に限る。）
- (3) 需用費（消耗品費、印刷製本費及び児童に提供する食糧費に限る。）
- (4) 役務費（郵便料及び保険料に限る。）
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 第3条第1号、第3号及び第4号に規定する事業（以下「親子交流事業等」という。）の補助金の額は、補助対象経費に相当する額（使用料及び賃借料は、1回当たり1,500円を上限とする。）とし、当該年度の親子交流事業等の開催回数に3,000円を乗じて得た額又は60,000円のいずれか低い方を限度とする。

2 第3条第2号に規定する事業（以下「こども食堂事業」という。）の補助金の額は、補助対象経費に相当する額（使用料及び賃借料は、1回当たり2,000円を上限とする。）とし、当該年度のこども食堂事業の開催回数に6,000円を乗じて得た額又は120,000円のいずれか低い方を限度とする。

3 補助対象事業について、本市以外の他の同種の補助（以下「その他の補助金」という。）を受けている場合にあっては、補助対象事業に係る経費からその他の補助金額を除いて得た額と前2項の補助対象経費のいずれか少ない額とする。

4 前3項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請の期日)

第6条 規則第3条に規定する申請の期日は、次のとおりとする。

- (1) 活動開始日の属する年度 活動開始日から起算して3か月を経過する日と

当該年度の2月末日のいずれか早い日

(2) 活動開始日の属する年度の翌年度以後の年度 当該年度の6月30日

(申請書に添付すべき書類)

第7条 規則第3条に規定する補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 団体の規約
- (3) 団体の構成員名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助の条件)

第8条 規則第4条第2項に規定する必要な条件は、次のとおりとする。

- (1) 春日井市内において、世帯の異なる10人以上の子又は5組以上の親子（構成員を除く。）の参加のある行事、活動等を補助を受ける年度に親子交流事業等にあつては5回以上、こども食堂事業にあつては12回以上実施すること。
ただし、第3条第3号の事業については、行事、活動等における参加人数を1人以上とする。
- (2) 補助を受けた年度以降も継続的にこども・子育て支援事業を実施すること。
- (3) こども・子育て支援事業の実施について、広く周知すること。
- (4) 団体の情報及び事業の内容等について、市の広報媒体等への掲載を承諾すること。

(申請の取下げのできる期間)

第9条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は、規則第4条の交付決定をした後、交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）の請求に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金

の額を確定した後に精算する。

- (1) 親子交流事業等 15,000円又は交付決定額のいずれか低い方
 - (2) こども食堂事業 72,000円又は交付決定額のいずれか低い方
- (実績報告)

第11条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に次の書類を添えて、交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 補助対象経費が確認できる書類
 - (4) 事業の実施状況を証する写真等
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (検査等)

第12条 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(暴力団等の排除)

第13条 第2条の規定にかかわらず、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象から除くこととする。

- (1) 補助事業者の構成員等に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が補助事業者の運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 補助事業者の構成員等が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用していると認められるとき。

(4) 補助事業者の構成員等が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 補助事業者の構成員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 交付決定後に、前項各号のいずれかに該当すると認められたときは、市長は、交付決定を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、既に交付された補助金を返還させることができることとし、このため損害が生じても市はその責めを負わないものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の春日井市子育て支援サークル補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日以後に交付決定を行う補助金に係るものについて適用し、同日前に交付の決定を行った補助金に係るものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市子育て支援サークル補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市子育て支援団体補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市子ども・子育て支援団体補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年8月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の春日井市子ども・子育て支援団体補助金交付要綱の規定は、令和7年度以後の年度分の補助金について適用し、令和6年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。